

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十二年第二回福生市議会臨時会議事日程
五月十四日（木） 午前十時

（追加その一）

日程第一 仮議席の指定

追加日程第一 福生伝染病院組合議会議員の選挙

追加日程第二 狭山火葬場組合議会議員の選挙

追加日程第三 西多摩農業共済事務組合議会議員の選挙

追加日程第四 青梅、羽村、福生地区都市下水路組合議会議員の選挙

追加日程第五 西多摩衛生組合議会議員の選挙

追加日程第六 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙

追加日程第七 東京都市収益事業組合議会議員の選挙

日誌第六 議案第三十六号 福生市議会の議員の任期及び費用負担等に関する条例の
報告第三号 福生市人形製図製紙有限会社増資五千萬（第二号）
専決処分承認を求めることについて（昭和六十一年度

日程第十 昭和六十二年第二回福生市議会臨時会議事日程

（追加その三）

追加日程第十 特別委員会の設置に関する動議

昭和六十二年第二回福生市議会臨時会議事日程
五月十四日（木） 午前十時
追加日程第十 特別委員会の設置に関する動議

昭和六十二年第二回福生市議会臨時会議事日程

昭和六十二年第二回福生市議会臨時会議事日程

(追加その二)

追加日程第八

福生市議会運営委員会の設置に関する動議

追加日程第九

議案第三十九号 福生市監査委員の選任について

追加日程第三

西多摩農業共済事務組合議会議員の選挙

追加日程第四

青梅、羽村、福生地区都市下水路組合議会議員の選挙

追加日程第五

西多摩衛生組合議会議員の選挙

追加日程第六

東京都三多摩地域環境整備広域処分組合議会議員の選挙

追加日程第七

東京都市収益事業組合議会議員の選挙

昭和六十二年第二回福生市議会臨時会議事日程

新設日野第十 警察委員会の設置に関する動議

(追加その三)

昭和六十二年第二回福生市議会臨時会議事日程

○臨時議長(上野重勝君) (午前十時)

○議会議務局長(須崎進君) おはようございます。議会議務局長の須崎でございます。皆様にはこのたびの選挙におかれましては見事に市議会議員の榮譽を勝ち取られ、まことにおめでとございます。心よりお祝いを申し上げます。

今回は市議会議員選挙後に開かれる初めての議会でございますので、先例にならぬままに私のお名をもちまして御参集をお願い申し上げます。何とぞ御了承のほどお願いいたします。

ここで議長選挙のための職務を行う臨時議長として地方自治法第七十七条の規定によりまして現在議場に出席しております最年長の議員上野重勝議員を御紹介します。

上野重勝議員議長席にお着き願います。

(臨時議長上野重勝君議長席に着く)

○臨時議長(上野重勝君) おはようございます。皆様当選おめでとございます。

市議会議員選挙後の初めての議会でございますので地方自治法第七十七条の規定によりまして議長が選挙されるまでの間年長議員であります私が臨時議長の職務を行いますのでよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

午前十時二分開会・開議

○臨時議長(上野重勝君) ただいまから昭和六十二年第二回福生市議会臨時会を開会いたします。

○議事 議案第三十九号 福生市監査委員の選任について

これより日程に入ります。

○臨時議長(上野重勝君) 日程第一この際議事進行上仮議長を指定いたします。

仮議長については、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○臨時議長(上野重勝君) 日程第二議長の選挙を行います。

○議事 選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○臨時議長(上野重勝君) ただいまの出席議員数は二十四人であります。

○議長 お諮りいたします。

会議規則第三十条第二項の規定により立会人に

一番田村正秋君

○議長 一番大森 進君

を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(上野重勝君) 御異議なしと認めます。よって立会人に一番田村正秋君、一番大森進君を指名いたします。

○議長 投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○臨時議長(上野重勝君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(上野重勝君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○臨時議長(上野重勝君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼いたします。

(須崎事務局長点呼)

○議長 (順次投票)

○臨時議長(上野重勝君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(上野重勝君) 投票漏れなしと認めます。

○議長 投票を終了いたします。

開票を行います。

一番田村正秋君及び一番大森進君の立ち会いを願います。

(開票)

○臨時議長(上野重勝君) 事務局長をして選挙の結果を報告いたさせます。

○議会議務局長(須崎進君) 報告いたします。

投票総数 二十四票

有効投票 二十四票

有効投票中

村尾栄次議員 十九票

松山 清議員 一票

遠藤洋一議員 一票

大森 進議員 一票

田村正秋議員 一票

以上でございます。

○臨時議長(上野重勝君) ただいま事務局長から報告したとおりでございます。

この選挙の法定得票数は六票であります。よって村尾栄次君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました村尾栄次君が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条二項の規定により告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（上野重勝君） 議長村尾栄次君から御挨拶をお願いいたします。

（議長村尾栄次君登壇）

○議長（村尾栄次君） 図らずも議長という大役を選任をいただきまして心から御礼を申し上げます。私も古来言われる耳順の年を迎えております。皆様意見に耳を傾けながら議事運営を図っていく所存でございます。無事に大任が果たせますよう議員の皆様方の御協力を切にお願い申し上げますが御挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（上野重勝君） 以上で議長の選挙を終わります。

議長村尾栄次君議席にお着きを願います。

（議長村尾栄次君議長席に着く）

○議長（村尾栄次君） それでは日程第三議席の指定を行います。

議席の指定についてはただいま御着席の通り指定いたします。

○議長（村尾栄次君） 日程第四会議録署名議員の指名を行います。

会議録指名議員の指定は会議規則第三百三十二条の規定により、

一番 田村正秋君

二番 大森 進君

三番 野口秀世君

以上三名を指名いたします。

○議長（村尾栄次君） この際報告事項がありますので事務局長をして諸般の報告をいただきます。

（須崎議会議務局長報告）

一、昭和六十二年第二回福生市議会臨時会の招集について（別添参照）

二、議案の送付について（別添参照）

三、市議会議事説明員の委任について（別添参照）

四、議案説明員の出席要求について（別添参照）

五、専決処分の報告について（別添参照）

六、昭和六十二年二月分例月出納検査の結果について（別添参照）

七、昭和六十二年三月分例月出納検査の結果について（別添参照）

八、昭和六十一年度第五回定期監査の結果について（別添参照）

○議長（村尾栄次君） 以上で報告は終わりました。

○議長（村尾栄次君） 日程第五会期の決定を議題といたします。

今臨時会の会期については本日一日限りとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りとすることに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第六副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（村尾栄次君） ただいまの出席議員数は二十四人であります。

お諮りいたします。

会議規則第三十条第二項の規定により立会人に

三番野口秀世君

四番浜中輝夫君

を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって立会人に三番野口秀世君、四番浜中輝夫君を指名いたします。
投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(村尾栄次君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(村尾栄次君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

○議長(村尾栄次君) 投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。
事務局長をして点呼いたさせます。

(事務局長点呼)

○議長(村尾栄次君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

三番野口秀世君及び四番浜中輝夫君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(村尾栄次君) 事務局長をして選挙の結果を報告いたします。

○議会議務局長(須崎進君) 副議長の選挙の結果について御報告を申し上げます。

投票総数 二十四票

有効投票 二十四票

有効投票中

宮沢良一議員 十九票

原 敏子議員 一票

遠藤洋一議員 一票

田村正秋議員 一票

大森 進議員 一票

以上でございます。

○議長(村尾栄次君) ただいま事務局長から報告した通りでございます。

この選挙の法定得票数は六票であります。よって宮沢良一君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました宮沢良一君が議場におられますので、本席から会議規則第三十一項第二項の規定により告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(村尾栄次君) 副議長宮沢良一君から御挨拶を願います。

(副議長宮沢良一君登壇)

○副議長(宮沢良一君) 御指名でございますので、ただいま選挙の結果副議長という使命を重大に感じている次第でございます。気持ちを新たに、村尾議長のよき女房役としてしっかりやっております決意でございます。議員各位の御指導をお願い申し上げます。

○議長(村尾栄次君) 以上で副議長の選挙は終わります。
暫時休憩いたします。

午前十時四十六分休憩

午後四時三十四分開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後四時三十四分休憩

午後五時 十六分開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については委員会条例第五条第一項の規定により議長が会議に諮って指名をすることになっております。

常任委員会委員について事務局長をして発表いたします。

○議会議務局長（須崎進君） 常任委員会委員につきまして発表いたします。

総務委員会

村野和一郎議員

佐藤慶二議員

林田 武議員

上野重勝議員

野口秀世議員

指田保雄議員

遠藤洋一議員

松山 清議員

建設委員会

在原 博議員

浜中輝夫議員

仲村清信議員

赤星行人議員

宮沢良一議員

堀川 實議員

田村正秋議員

大森 進議員

厚生委員会

齋藤 翼議員

須釜亮次議員

村尾栄次議員

井上寅吉議員

南木繁男議員

東田正治議員

原 敏子議員

小野沢久議員

以上でございます。

○議長（村尾栄次君） お諮りいたします。

ただいま事務局長より発表いたしましたとおり常任委員会委員としてそれぞれ指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名した諸君をそれぞれの常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第八報告第一号専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、報告第一号専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）について御説明を申し上げます。

御案内のようにシャープ税制以来の抜本的税制改正を内容とする地方税法の一部改正をする法案は売上税法案との関係で国会審議が進まず、国の改正の法案成立の見通しがつかなくなったため、提案されている法案のうち、三月三十一日の年度末をもって期限切れとなる部分のみ切り離して成立させる必要が生じたため、新たに議員立法として再提案されました。その結果、三月二十七日法案が成立し、三月三十一日に法律として公布されました。法律が改正されますと市税賦課徴収条例についても影響を及ぼし、所要の改正を行う必要が生じてくるわけですが、三月定例会も終了して三

月三十一日付をもって福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきましたので、ここに御報告申し上げ、承認をいただこうとするものでございます。

それでは専決処分をさせていただきました改正条例の内容について御説明申し上げます。お手元の条例の十四号を開きいただきたいと存じます。

附則の第二十一条第一項及び第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十二年十二月三十一日」に改める規定でございますが、これは昭和六十一年度において国庫補助負担率が引き下げられたことにより、昭和六十一年五月から市たばこ消費税の従量割の税率の引き上げ等に関する特例措置を実施し、財源補填の措置を講じてきましたが、その特例措置が三月三十一日をもって終了するため、引き続き本年の十二月三十一日まで延長しようとするものでございます。

次に、附則第二十一条の第二項の改正規定でございますが、これは軽自動車税のうち電気を原動力とする軽自動車にかかわる税率の特例措置を引き続き二年間延長し、昭和六十三年度までとしようとするものでございます。

次に本法附則に一条を加える規定でございますが、第三十条として、「昭和六十二年分の固定資産税に限り、新築軽減に関する申告期限を四月十五日としようとするものでございます。

新築住宅に対する軽減措置の対象になる住宅の床面積基準は四十平方メートル以上百六十五平方メートルとなっておりますが、この基準について規定している政令が三月三十一日に改正され、現行の百六十五平方メートルから二百平方メートルになりました。しかしただいま申し上げたように三月三十一日に改正されたために申告期限の一月三十一日をすでに過ぎていたため、昭和六十二年度に限って四月十五日までとするものでございます。

次に附則でございますが、改正後の条例の施行日を昭和六十二年四月一日と定めようとするものでございます。

以上大変難解でございますが、改正の内容について説明を終わらせていただきます。何とぞ原案のとおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山清君） 何点かちよつと質問したいんですけれども、説明は説明で結構なんです、私もしばらくぶりの議

会なんで前の経過等も含めてお聞きしたい。もう少し説明があるかなと思っていたんですが、一つはこの三月三十一日を六十二年の十二月三十一日まで延ばすわけですね。そうしますと四、五、六、九カ月延ばすわけですね。そうするとこれによるいわゆる増収というか、そうしたものがいくらに、どのくらいになるか。そのことが一つと、これはもうすぐ出ると思いますよ。

それから附則の第二十一条の二項なんですけれども、日切れ法案でどうだということがあるんですけれども本来ならば、この問題は三月三十一日で終わっているわけですよ。政府の方で言えばこの財源対策は一年限りということだったわけなんです。本当は終わってなきやならないんですね。ですから今年度もやるといのは、言ってみれば何と言いますか決して好ましいことではないわけです。ですからたばこ消費税とは言えども、これだけこの期限が延長されるということならば、市民に負担が押し付けられてくる形になるわけです。値上げがそのまま続くわけですからそうしたことについて市当局としては結構結構というふうにお考えになられているのか。

本来ならば、こうしたたばこ消費税の値上げとか、起債なんかでの財源対策じゃなくて、もともと地方財政の財源不足というのは政府の責任なんだから、きちつと財源対策をしておかきやならなかったと思うんですが、そうした点から今回のような姑息な手段でやっていくということについていいんだというふうにお考えになっているのかどうかそのへんについて一つお聞きしたい。

私はこの延長がなければたばこは値下げということになったと思うんですが、そのへんの見解についてはどのようにお考えになっておられますでしょうか。

それからもう一つは、これに関連するわけですが、財政対策そのものが一年限りといったものがこうやって延ばしていくと、じゃあ十二月三十一日になったらまたどうするのかということがあるわけですよ。同じことなんです。十二月三十一日になったらまたこれを延ばすのかどうかということがあるわけですよ。法改正になれば当然延ばすということになる可能性もあるわけですが、そんなことで細切に財政対策をやっているということについてはまことによろしくないと思っております。ましてや一年限りというふうに約束していたものをこういうふうに延ばしてくるということは国民と地方自治体に対する約束違反なわけですから。私は約束違反だと思っているんですが、皆さん方は全然そういうふうには思わないかどうか。そのへんについて市長からお聞きすれば一番いいと思いますが、よろしく願います。

します。

○企画財政部長（内田和雄君） 自席から御答弁させていただきます。

増収の額でございますが、約二千万円程度増加になる予定になっております。

それから二十一一条の二項の關係の質問でございますが、この財源確保ということで、確かに前に改正されたときに補助金等に見合うものとしてたばこ消費税から財源を確保するというようなことで御決定を賜っておりますが、それが延長になるということでございますが、地方公共団体としてはやはり法律に従って条例をつくっていくことになるわけですが、この問題を市としてどう考えるか、遺憾であるかどうかという御質問でございますが、私どももできるだけ財源としては少しでも多く欲しいわけでございますが、この延長についてどうかという御質問でございますが、まことに申し訳ございませんが、私も法律に従ってこの条例を改正させていただきます。

それから今後十二月三十一日になったときにまた延ばすのではないかと御質問でございますが、またいま税制の問題がいろいろ国会でも議論されているようでございますが、それがどうなりますかそれによって結果がまた出てくるんじゃないかというふうに思っておりますが、国の方の指示でございますので、それらを待たないと御答弁もできないわけでございますが、その点は御了承いただきたいと思います。

それからたばこの値下げがあったんではないかということでございますが、そのへんにつきましても、国の方の法律に従ってやっているものでございまして、実際に値下げできたかどうかということは本当に申し訳ございませんが、はつきり御答弁できませんので御了承賜りたいと思います。

○十一番（松山清君） 増収が二千万というのはわかりました。私がもう一度お聞きしたいのは、法律の改正だから従わざるを得ない、これはそういう答弁をせざるを得ないと思えますけれども、だけれども、そういう地方財政の財源不足というのは御承知だと思いますけれども二兆九千万円も財源不足があるわけですよ。それをたばこの値上げ、起債、ということでの財源対策をやるわけですよ。そんな姑息な財源対策で皆さんは甘んじるのかどうかということなんです。もっと抜本的に国の責任で財源対策をやってもらいたい。実際に二千万円と言いますけれども、それは結局広く言えば市民が負担しているわけですね。この二千万はだれが買わされているといつてそういう市民が買わされているわけですから、そんなことで市民が肩代わりした財源対策になっているわけで、もっと抜本的対策を望むという考えはない

のか。ないようでございますが、そのへんについてははつきり答えたい。

それから事務的な問題ですけれども、今回三月三十一日とつたわれているわけだから、このままでおしまいたすれば、単純に事務的に言えばたばこの値段はどうなつたんですか。このことがなかったとすれば、

○企画財政部長（内田和雄君） 法律改正による今度の市の賦課徴収条例の改正でございますが、姑息な手段としてということじゃなくて、もう少し抜本的なことを国に要求しないのかという御質問だろうと思ふんですが、私も税条例等については国の法律に従い、今までもやらせてもらっているわけでございますので、抜本的なものについては、われわれがなかなか口をはさむというかそういうことは現実には難しいと思ひます。そのへん一つ御了解をいただきたいと思ひます。

それからもし税率が下がった場合にたばこが下がったかどうかということなんです、これもはつきり御答弁できませんが、恐らく価格としては同額ではないかなという感じもしますので一つ御了解いただきたいと思ひます。

○十一番（松山清君） もうちょっとはつきり言っていたければ一番いいんですが、十二月三十一日まで延ばせば二千万円の増収になるわけで、ですからそれで改正がないと日切れ法案で議員立法でなければパーになっちゃって二千万なくなるというのは地方自治体としては二千万のお金、たばこ消費税は入らないかもしれないけれども、買う方からすればその分は当然下がるというふうにせざるを得なかったんだと思ひますよ。この解釈で私はそういうふうになっているわけでございます。

それからもう一つこういうちよこちよことした財政対策じゃなくて、きちつと抜本的な財政対策ということを常に要求していくべきだと私は思ふんです。そういうような点では、今部長がいろいろと答えられておりましたが、むしろそういう点については、市長の方で御答えいただきたいというふうに思ひます。お答えがなければそれで結構でございます。

○市長（田村匡雄君） 自席からお答えいたしますが、御案内のように福生は非常に税収が少ない市でございまして、こういう件についてはいろいろと市議会の皆さんと御相談しながら都並びに国に対して補助金あるいはそういった關係については努力しているわけでございます。今後ともそういったことについてやっていきたいと思ひますのでよろしくお願いいたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑は終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者十一番松山清君。

（十一番松山清君登壇）

○十一番（松山清君） 報告第一号専決処分承認を求めることについて反対討論をいたします。

今回の改正についてでありますけれども、そもそもこのたばこを中心としたものは一年限りとされたものであります。ですからまたこのような形で延長されるということは国民と地方自治体に対する自民党政府のまさにまぎれもない約束違反であります。中曽根自民党政府のまさに国民をだます典型例だと私は指摘せざるを得ません。もし政府が約束を守っていれば、たばこの値下げ、こうしたものが私はできたはずだと考えております。国民負担でこれを解決しようとしている。少なくとも福生でも二千万円の増収ということは、それはとりもなおさず市民の負担になるわけでございます。このような重大な問題を市当局としては法改正というだけで何の手も打たない、むしろ政府にそうした約束を守らせる。そうした強い働きかけ、そうしたものをしないで法改正ということで言われるままにしているということも私は重大だと思えます。そうした重大問題をもう一つはきわめて事務的に専決処分で済ませるといふこともやはり許されないことだと思えます。そうした点を挙げまして簡単ではございますが、反対の討論とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論は終わります。

これより報告第一号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって報告第一号は原案のとおり承認されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第九報告第二号専決処分の承認を求めることについて（昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第十一号））を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので報告第二号専決処分の承認を求めることについて提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本議案は地方自治法第七十九条第一項の規定によりまして議會を招集する暇がないと認めまして、昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第十一号）を専決いたしましたもので、同条第三項の規定によりまして報告し御承認を求めようとするものでございます。

まずその理由といたしまして歳入におきまして地方交付税の特別交付税三月分、それと諸収入におきまして収益事業収入がそれぞれ決定及び確定いたしましたので歳入の増加が見込まれることによるものでございます。一方歳出については、民生費におきまして老人保健医療特別会計への繰り出し金の追加を必要とすること、また歳入財源と予備費の調整をもって余剰財源を都市整備基金へ積み立てようとするのがその理由で、今回の専決と相成る次第でございます。

それでは内容について予算書に基づき御説明を申し上げます。一ページを開きいただきたいと思います。まず総則でございますが、第一条におきまして歳入歳出の補正額を一億二千百九十九万八千円追加いたしました。予算総額を歳入歳出それぞれ百三十七億七千八百八千円と定めようとするものでございます。歳入歳出の補正内容につきましては第一表歳入歳出予算補正によるものと定めたものでございます。

次に二ページを開きいただきたいと思います。歳入について御説明申し上げます。地方交付税におきまして七千六百九十九万八千円の追加につきましては特別交付税の三月交付分が確定したことによる予算額との差額追加でございます。十二月交付分と合わせますと三億六千九百九十九万八千円と相成る次第でございます。これを昨年と比較いたしますと二・四％、金額にして七百二十万二千円の増と相成るものでございます。

次に諸収入の収益事業収入でございますが、競輪の業績向上に伴う追加配分確定によるものでございまして、三千五百万円を追加し、一億五千五百万円といたそうとするものでございます。

以上が歳入で、補正総額が一億一千百九十九万八千円で歳入予算総額百三十四億七千八百八千円と相成る次第で、

ございます。

続いて歳出について御説明いたします。まず民生費の社会福祉費におきまして四百六十三万一千円の追加は老人保健医療特別会計への繰り出し金で療養費の追加と支払い基金及び国庫支出金の翌年度精算に伴う予算不足を補うための繰り出し金でございます。

次に諸支出金でございますが、都市施設整備基金への積み立て金でございます。歳入財源と予備費調整額をもって一億八千万円を積み立てたそうとするものでございます。参考までに今回の補正額を含めて本基金の積み立て額は三十五億五千五百六十四万八千円と相成るものでございます。

続きまして予備費でございますが、七千二百六十三万三千円の減額は財源調整によるものでございます。

以上歳出補正予算額は一億一千九百九十九万八千円で歳出予算総額百二十四億七千八百八十八万八千円と相成る次第でございます。

以上でございますが慎重御審議を賜りまして補正予算十一号の御承認を得たくお願いをする次第であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山清君） 二、三お聞きしたいんですが、ここで特に地方交付税の特交付をまた多額に七千六百九十九万八千円補正してるわけですね。補正九号で三月の初めですか四千万円やっています。だからこの特交付については私もかつていろいろ御指摘しましたが、だいたい当初予算計上はふえてきましたけれども、実際のところずいぶん低く見積もっている指摘せざるを得ないわけですね。六十一年度一億九千万になりましたけれども、なんでもっと早く、こんなぎりぎりになれば、それは最終的な金額の確定はしないでしょうけれども、しかし前年度と同じくらいの特交付が来るというのはもうここ数年ずっとそういうことが続いているわけでしょう。前年を下回ってはいませんよね。ずっと調べてみますと私もやはりもっと財源を早く計上してお金は来ないかもしれないけれども、活用する方法はできると思っていますよね。それをやらないで、ましてや専決処分で七千万もやるというのはどういうことなんですか。九号補正で四千万やったばかりでしょう。だったらなんでそのときにもっと補正できなかったんですか。逆に言えばやる必要もなかったんではないでしょうか。なぜ九号補正では四千万しかできなかったんですか。このときは四千万しか来なくて、あとは端数しか来ないというふうに見ていたんですか。その点についてお聞きしたいんですけれども。

○企画財政部長（内田和雄君） 自席から御答弁させていただきます。地方交付税でございますが、九号補正におきまして四千万円を補正したわけですが、そのときには私どもなりにここでもう一ぱいだろうというような形で予算計上いたしました。しかし結果で今日また補正をお願いするというような結果になってきたわけです。この特別交付税につきましては基準となりますが、防衛補助事業の費負担の大体二分の一ですね。それからあと災害等がある場合にはその分が特交に入ってくるということで、私どもの知っている範囲では本年はこの災害が全国的に非常に少なく、その分が全体的に国としては配分できたというふうなことで、三月分がふえてきたということを聞いております。

私どもも御指摘のように早く財源を確保してその年度で消化すべきだということは再三指摘をいたしておりますが私どももそれなりにいろいろ検討してまいっておるんですが、そういう日本全国の問題で、特に災害等が多くなりますと、これが逆に少なくなってくる。特に雪の関係の被害等が出ますと、そういうものに集中して交付されますので、そうしますとこちらには入らなくなる。たまたま今年度は幸いにしてそういうことが非常に少なかったようで配分が非常に多くなったということだそうでございます。ここで補正を出すのは恐縮でございますが、一つ御了承賜りたいと思います。また来年度につきましてもいろいろ検討いたしましてできるだけ近い数字でお願いをするようにがんばりますのでよろしくお願いいたします。

○十一番（松山清君） そういう何と言いますか理由と云えば理由かもしれませんが、しかし皆さんそんなに見通しがないわけじゃないでしょう。特交が九号補正で四千万補正して二億三千万だ、これでおしまいだと、あとは端数しか来ないだろうなんてそんな見通しは持っていないでしょう。私はそう思うんですけれども、そうでしょ、だって五十八年度は二億七千八百万、五十九年度は二億千百万、六十年度が二億九千九百万、六十一年度が三億六百万来たわけですから少なくともここ数年をとればいずれも前年度よりは増えているということが事実としてはあるわけ結果的に。ですから少なくともここ数年をとればいずれも前年度よりは増えているということが事実としてはあるわけですので、ことし全国的に災害が少なかったので配分が増えたというふうに言われましたけれども、それにしましても配分が増えたと言いましても前年度に比べれば七百万しか増えていないわけですよ。増えた分に入らないわけですよ。前年度に比較して。じゃあそういうことで災害が少なかったと言っても、増えたのは前年に比べて七百万円しか増えて